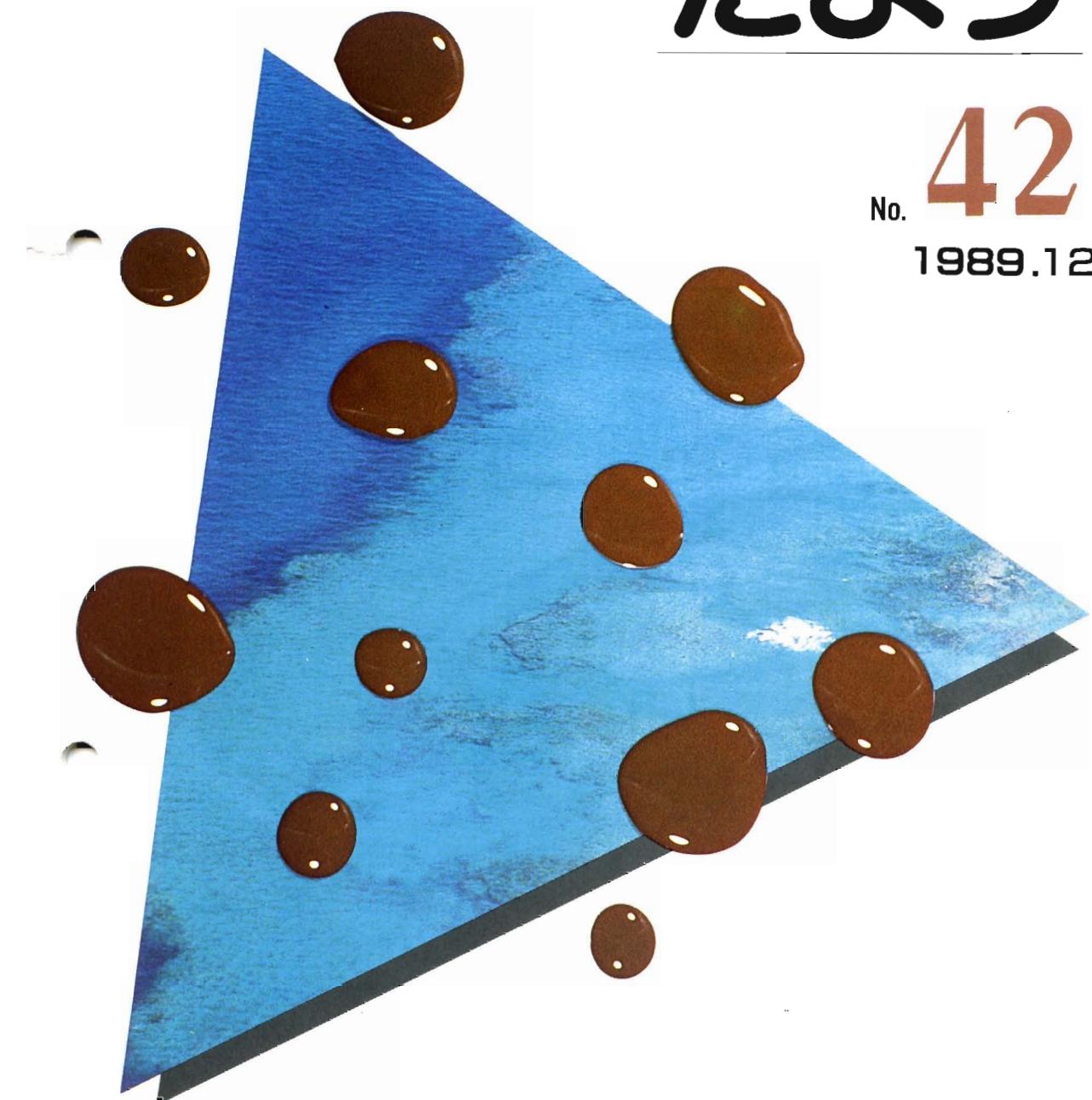


油濁基金 だより

No. 42
1989.12



財団法人 漁場油濁被害救済基金



平成元年11月21日に鹿児島県沖永良部島地区のオイルボール
漂着状況調査にて発見された直径約30cm大のオイルボール。

目 次

(隨 想)

油濁事故の想い出 佐井村漁協 宮木参事 1

(基金記事)

1. 原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告（その3・最終回） 4
2. グラビア特集 いつまでつづく油濁被害 16
3. 中央審査会の動き 18
4. 海洋汚染の現状（「平成元年 海上保安白書」より） 20
5. 第9回豊かな海づくり大会について 24

(官庁等人事異動)

(編集後記)

(人物紹介) 兵庫県漁連指導課／大庫主任

「オイルボールへの思い」

青森県佐井村漁業協同組合

参 事 宮木和夫

『油濁事故の想い出』というタイトルで寄稿してくれないか、基金と県漁連指導課からの依頼であった。そう言えば大きい事故が2回あったんだっけ……。引受けては見たが、いざものを書くとなれば頭では急いでも手の方は一週間、二週間たっても一向に動かない。

「想い出」とは過去の事になるんだろうなー、でも2回の事故後でも「恋こがれて」いるものがある。どうしても不思議な不思議なものがある。それがオイルボールです。

オイルボールとはどんなもの？

「オイルボール」……この言葉のもつ響き、まだ見ぬものへ対する好奇心、色々な想像が頭の中で広がってゆく。

「オイルボール」……この言葉を初めて耳にしたのは昭和59年厳寒の最中、正月気分も醒めない1月10日だった。

昨夜から今朝にかけての津軽海峡は荒れに荒れていた。昨夜からの竜飛（たっぴ）気象台は毎時ごと風速16～23m、波浪5mの時況を流していた。横なぐりの叩きつける吹雪、北西の風は海岸線沿いの人家の屋根を吹き飛ばさんばかり、こんな時侵入者は風と波と潮の力を借りて闇夜に襲ってくるものらしい。

10日早朝けたたましい電話のベル、一瞬

悪い予感が走った。部屋はまだ暖まっていない。でもこの寒さ起きたには勇気が要る。

「課長大変だ、浜じゅう油だらけだ。みんな召集かけてくれ」、組合長からの電話に一瞬緊張し、「すぐ事務所に出向きます」、と言って受話器を置きパジャマを脱ぎすぐ下着をはくその一瞬、「ヒヤリ」とした冷たさに身震いしながら防寒服を身にまとい外に出る。

所々に雪貯り、家から漁協までは浜づたいの畠の小道の近道ならば小走りで3分か4分、風に立ち向うと細身の（只のヤセ）身体はたちまち立往生、「カニ歩き」で進む。

間もなく朝食もとらず電話で呼び出された職員が駆けつてくる。参事、組合長も飛んできた。

「はて、どうしたらよいものやら」、「あっ、そう言えば油濁事故のマニュアルが綴ってあったっけ」。続々と各浜から情報が入ってくる、「一部だ」、「全面だ」、「岩ノリは全滅だ」、「フノリも駄目だ」、「油と一緒に大量の丸太も流れている」……

「8時半まで待とう」。手分けして各関係団体機関に通報する。手当り次第助言、指導を求める電話をする。まもなく、現地対策本部を本所に置く、「もしもし三木さん

ですか、青森県佐井村漁協の宮木です……」、「初めてまして三木です…大分シケているようで、防除作業の方は大変でしょうね、オイルボールは漂着していますか、回収できる状態ですか」、「?」、「オイルボール? オイルボール?」、多分油が凝結して球状になるんだろうけど…はたして「どんなものなんですか?」、「お宅の方では無いんですか?」、「言葉では分るような気がするんですが?」……これがオイルボールという言葉との初めての出合であった。油とは砂に潜り、岩にヘバリ付くもの、丸い油の塊なんて見た事もなければ聞いた事もなかった。

2度目の招かざる客の訪れは昭和63年4月23日であった。なんとも嫌なお客様である。どうもオリンピックに関係がありそう? オリンピックの開催を祝って前祝いに来るのかな、昭和59年は「ロス」、昭和63年は「ソウル」、二度ある事は三度ある、それじゃ、三度目は「バルセロナ」か、とんでもないもう沢山だ。

今度も又組合長の電話で起こされた。下北半島も早、春到来、一早く柳が黄緑の葉をひらき、山桜の蕾が薄っすらと色づき、奥山に残雪があるだけ、春の日ざしは暖かく寒さは気にならないがこの「眠気」この「気怠さ」、「又か、この春の漁の最中にとんでもない」、怒り心頭に達しながらも今度は気持ちにいくらかの余裕があった。

昭和59年みたいにあわてて着替えるでもなし、あの下着の「ゾクー」とする冷たさもなければ、畑の道で立往生する事もな

く只々この眠気を追い払うのにヤッ気だった。

姿の見えぬ不法投棄者への怒り、出漁をストップし全村による防除清掃作業。考えようによつては出漁禁止令の解除を一日でも早く出してほしいがために、又自分の網等の点検修繕のため早くこの清掃作業が終らないかとの本音もあるう、それでも全組合員家族とも総出で作業に出てくれる。一日も早く漁場を復旧するためである。只々感謝するばかり……。

この救済制度がなければ……考えただけでも身震いする。

長い40Km余の海岸線、人も行けない急斜面、浜づたいに行けるならとも角、作業員を送り込む手段で又一苦労する地形、機材はもち込めない、小舟でも着岸が大変な岩場、この組合員の苦労を語るには紙面がいくらあっても足りない位だ。

2度目の事故で特筆すべきは男女同一の賃金改定、女でなければあの岩場の払拭作業は出きない。天然の干場である浜ごと油にまみれた砂利を天秤棒で山岸に担ぎ上げる作業は男でなければできない。それぞれ体力に応じ、男女により必然的に作業区分が決まりこの防除清掃作業を成し遂げる事ができる。

もうひとつは作業割増し賃金が認められた事である。額にもう一足のワラジを履かなければ歩けない険しい崖道づたいに現場にたどりつくと、そこは砂利浜なのにまるで深いジュータンの上を歩くように足が沈

んでゆく、油のへばりついた砂利をサンドバックに詰めることその数3300枚余なんと170t弱、それを悪い足場の中、すべて人力で波の届かない山岸に積み上げる。この重労働に対して割増しを認定してくれた事、一日でズタズタになるゴム長靴を（一部の現場のみ）清掃資材として認定してくれた事である。下手をすりゃ漁民、漁協の生死にかかわる事故である。

被害の立証、連日のような対策会議、一般事務の停滞は計りしぬれず連日連夜の資料作り、一段落するには3～4ヶ月掛る。でも有難きは系統、仲間意識、意外な所で気持が一つになれる。通常このような連帯感が業務に反映されれば、との若干のグチが出る……。

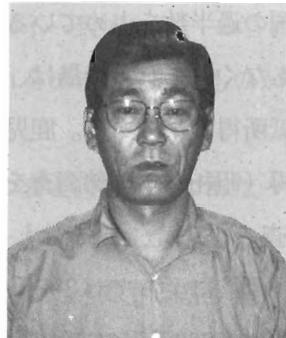
この迷惑な2度の事故で知り得たものの大きさが当漁協や私の財産として残った。こんなにまで苦労する油濁事故処理、終ってみれば何事もないようにひっそりと立ちつくしている仏ヶ浦の奇岩奇石、連日のように観光客に驚きを与えていた。時が経つにつれこのにっこり油濁事故も印象が薄れてゆくのは何故だろう……。「オイルボール」という言葉にはどうも憎しみを消し去ってしまうようなムードが感じられてならない。逢いたいような逢いたくないような、触ってみたいような手にとったら叩きつけたいような……。

まだ見た事のない「オイルボール」、どんな形をしているんだろうか。

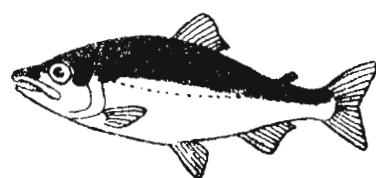
暖かい南の島から黒潮に乗って流れてく

る椰子の実みたいなものだろうか、それとも小さな偉大な航海士である「タコ舟」みたいなものだろうか、下北半島東通村の左京沼にひっそりと息づく神秘の「姫マリモ」だろうか、はたまたゴルフボールの兄弟か？ハタハタの卵かな？、と、突然昔の駄菓子の「ゲンコツ」が浮かんでくる。

事故との遭遇は嫌だけど未知との遭遇はしてみたい、なんとも複雑な複雑な気持にさせるまだ見た事のない「オイルボール」への想いです。



著者近影



原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告 (その3・最終回)

II 漁村環境と防除清掃事業

(1) 被害地域及び浜掃除の慣行

油濁による漁場被害は、北海道から沖縄まで全国的に発生している。特にタンカールートに沿った黒潮海域で多発しており、なかでも薩南、奄美、沖縄の各諸島に集中している。このことは、表18に見る通りであって、全国の過半数を占めている。

いうまでもなく、これらの島は、過疎地帯であり、低所得地帯である。鹿児島県の一人当たり所得（昭和55年国勢調査を基礎にして商業調査の小売売上高を除した）は453千円、沖縄県に至っては392千円で、それぞれ全国水準702千円の65%未満であって、全国46位、47位の最貧県であり、離島である。

見るべき産業としては、水産業と農業である。それらの水産業にしても、一段と零細である。表19に見るように、漁船を使用せずに漁業を営むもの（非漁船階層で徒歩で海藻貝類を採取する）、無動力船のみで漁業を営むものが、全国水準に比較して、はるかに多い。漁業が未発達であることを示す。特に顕著なのは、「その他」であって、全国水準では、経営体総数の25%を示すが、薩南・奄美・沖縄では、10%にも満たない。「その他」とは、定置網、小型定

置網、各種養殖であって、特に養殖の数がきわめて少ない。この三諸島では、養殖より定置網漁業が多くなっている。

全国的には、養殖業、栽培漁業、資源管理型漁業など人の力によって、海洋生物や海洋及び漁船による操業をコントロールする方向へと漁業が進みつつあるのに対し、これらの諸島では、これからの問題であり、その推進により一層熱心だといえよう。埼玉大学教授秋谷重男氏は、沖縄県本部町について、次のように報告している。

「本部漁協では、地先の養殖業の生産力展開に期待をかけ、収穫の安定を通じて、漁家経営の安定と過疎化防止を志向している。そうした矢先に、オイルボールが漂着する事件が発生したのであるから、油濁による環境悪化を危惧したのは当然である。したがって、この原因者不明の油濁被害に際して、油濁基金からの防除清掃費の支弁があったことは、組合にとって、環境保全上の安定材料として評価されている。……（沖縄では）南西海域にむいた魚介藻類の栽培化が、本格的な研究・実験の段階に入ろうとしている。今後の可能性も含めて、海面環境（浜も含む）の保全は、本部漁協の重大関心事なのである。

当漁協にとって、油濁基金の存在は強く

意識されている。この点は、組合員にとっても同様であり、防除清掃費の出所についての知識は正確である。」

このことは、沖縄県本部町のみではない事は、いうまでもあるまい。

ところで、防除清掃事業のことを平たくいえば、これは古来から漁村で慣習として行われている浜掃除のことである。浜掃除は、年に1～2回部落総出で行う行事であって、ゴミ拾いはもちろん、時には岩面搔破等をして漁場環境を改善する。

とすれば、オイルボールの漂着などもそうした行事の一環としてやれるのではないか、という考えもでようが、そのような考えは正鵠を射ていない。全く逆の話で、この慣習があるからこそ、誰もいやがる漂着オイルボールの清掃作業をやるのである。夏の暑い盛りに暑い砂浜の上で直射と照り返しをうけて、また冬、身を切るような風のなかで危険な岩礁を伝わりながら、一つ一つとオイルボールを拾い、剥ぎと取って行くのである。その日一日出漁すれば何万円という漁獲が犠牲にされる。

そもそも浜掃除は、漁の暇なときに皆の都合を見て決めるが、オイルボールは関係なく浜へ漂着する。オイルボールが浜に漂着すれば、従事している漁業の漁があろうとなかろうと、漁業被害の発生を防止するため、その清掃作業をしなければならないのである。

こうした部落総出での作業は、村仕事とも村きめともいうように、「むら人」全員

が守るべき事であって、これに参加しないと昔なら村八分という慣習がある。こうした慣習があったればこそ、世界でも稀にみる沿岸の磯根資源が守られてきたのであり、他方、油濁の場合でも、漁協の指示に従い、殆ど全員が出役して、暑さ寒さに関係なく、過酷な清掃作業に従事してきたのである。

(2) 労務費について

表20は、防除清掃事業の参加者に、作業労務費について聞いた意見である。無記入の回答があったので、これを除き、記入者のみを計上した。このため、対象者数と回答数は不一致である。

これをグラフ化したものが、図4・図5である。

この表と図を見るにあたって、注意すべきことを述べると、第1の「労務費は日雇い賃金に比べて」と言う設問は「自分達の住んでいる土地の」の農業日雇いや、道路工事等の土木日雇いの賃金と比べて、防除清掃の日当は、高いか低いかということであって、防除清掃費の客観的評価を聞いている。他方第2の「賃金はどのくらいが適当か」という設問は、「自分達の住んでいる土地とは関係なく」防除清掃作業に従事した日当としてどのくらいの賃金を望むのかと言うことであって、いわば客観的希望を聞いている。従って、客観的には妥当であるが、主観的にはもっと欲しいという、異なった回答が寄せられるのが当然である

表20にみる回答もその通りであって、支弁される労務費は、付近の労務費に比較し

表18 海域別油濁被害申請件数

年次 地域	昭58年	59年	60年	61年
黒潮流域	30(29)	29(23)	24(23)	20(20)
内海・湾	6	10	11	10
日本海西部	1	3	10	5
その他の	8	4	4	1
合計	45(29)	46(23)	46(23)	36(20)

(注) () は薩南・奄美・沖縄諸島。内数

表19 漁船総トン数階層別経営体数

階層 地域	薩南・奄美	沖縄	全国
総計	2,418	4,492	207,439
非漁船	207	523	7,855
無動力	26	128	1,636
動力 ~ 1トン	705	1,534	43,945
動力 1 ~ 3	902	1,521	42,032
動力 3 ~ 5	412	240	36,477
動力 5トン ~	76	170	23,438
その他	90	376	52,056
総計	100.00%	100.0%	100.0%
非漁船	8.56%	11.64%	3.79%
無動力	1.08%	2.85%	0.79%
動力 ~ 1トン	29.16%	34.15%	21.18%
動力 1 ~ 3	37.30%	33.86%	20.26%
動力 3 ~ 5	17.04%	5.34%	17.58%
動力 5トン ~	3.14%	3.78%	11.30%
その他	3.72%	8.37%	25.09%

資料：漁業センサス

(注) 非漁船：漁船を使用しない階層

て、妥当な水準とみているものが多い。「高い」と「まあまあ」が、約60%を占めている。大島だけでは、圧倒的に安いと回答している。

これには、大島の女子労働賃金が高いという特殊事情があるようだ。後に述べるように、一般に男子は1日の漁獲と、女子は付近の日雇い・パート等と比較しているのだが、大島の女子の場合農業の除草作業の

1日5,000円と比較している点である。油濁の防除清掃作業の場合の女子の労務費は、1日4,800円である。ともあれ、妥当な賃金水準といつてよい。

希望する賃金では、大島、本部では、5~6千円の回答が多く、西之表、宮古島では、7千円以上というのが多くなる。この差は、大島は31名の回答者のうち、18名の女子の回答が5千円水準（前記の除草作業費）に

表20 労務費について

区分	地区	鹿児島西之表	沖繩	東京	沖繩	合
			本部	大島	宮古島	計
合 計		83	67	31	132	313
男 子		?	18	13	118	149
女 子		?	49	18	14	81
労務費は日雇賃金に比べて (計)		83	67	31	99	280
高 い		3	2	0	0	5
ま あ ま あ		61	42	3	57	163
安 い		15	14	23	40	92
わ か ら な い		4	9	5	2	20
賃金はどのくらいが適當か (計)		83	48	31	78	240
5千円以下			4	0	0	4
5千円			44	16	0	60
6千円		9	0	0	20	29
7千円		19	0	2	39	60
8千円		20	0	1	14	35
9千円		1	0	1	0	2
10千円		30	0	9	5	44
non		4	0	2	0	6

表21 沿岸漁業 1日当たり漁獲高

漁業種類	区分	漁獲高(千円)	出漁日数	1日当たり漁獲高		
				最盛期 従事人員	経営体	従事物1人
小型底びき網(5~10トン)		10,487.5	146	人 2.5	千円 71.8	千円 28.7
網 漁(3~5トン)		5,834.9	157	人 2.3	千円 37.2	千円 16.2
釣り延べ縄(3~5トン)		6,968.5	158	人 1.9	千円 44.1	千円 23.2
採貝採藻(1~3トン)		3,276.0	140	人 2.0	千円 23.4	千円 11.7
小 型 定 置 網		6,363.9	217	人 3.3	千円 29.3	千円 8.9

資料：農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部）」昭和61年

図4 日雇い賃金に比して

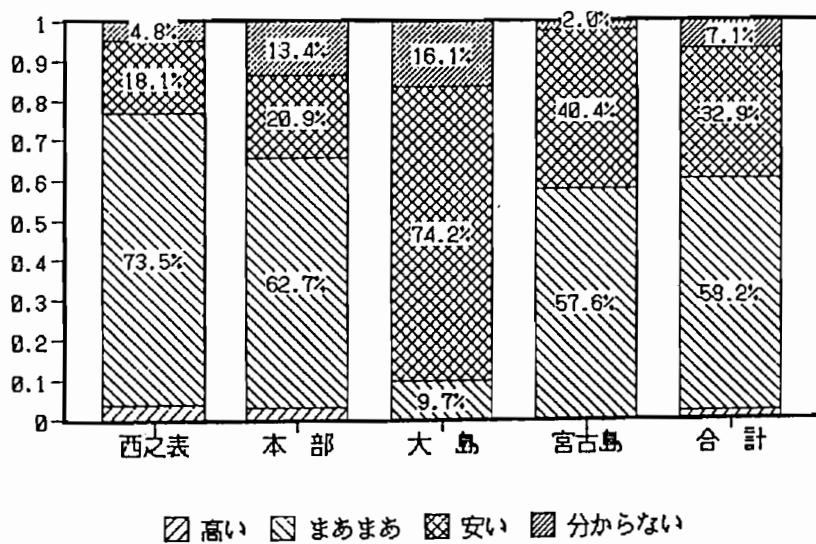
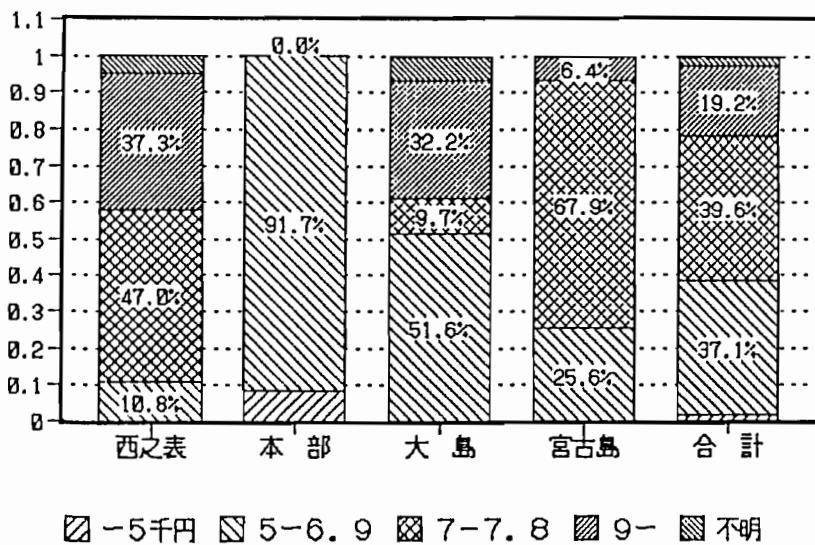


図5 希望する賃金



集中し、本部では、女子のみの回答でこれも同水準に集中している。西之表、宮古島では、男子の回答が圧倒的に多く7千円以上であり、西之表では1万円以上が大多数である。大島でも、男子は9千円以上と1万円水準である。

つまり女子は、その労働環境が、農業、日雇い、パート等といったものであり、その環境を頭にいれて回答したものである。これに対して、男子の多くは、漁業労働に従事しており、出漁すればこの労務費をはるかに越える収入を得ることが出来ることを頭に入れての回答なのである。

表21は、出漁1日当たりの漁獲高で、全国平均であるから、必ずしも油濁常襲地帯の実態を示すとは限らないが、一応参考にはなるだろう。出漁すれば、最も漁獲高の少ない採貝採藻ですら、1日23千円の収穫をあげる。最盛期に従事者が2人乗っているので、1人当たりでは、12千円である。

油濁の防除清掃作業の労務費は、道路工事や、パート等の賃金に比して決して悪くはない。むしろ過疎地においては、その土地の賃金水準より高いこともある。事実、西之表では、このアンケートが行われた年の道路人夫賃は日当5～6,000円、油濁による防除清掃作業労務費は、男子6,400円、女子4,800円であった。だから、女子はほぼ満足する賃金だと回答しているのである。だが、男子にとっては、状況は全く別である。漁を休んで浜掃除に出ねばならないのである。西之表の場合は、丁度その頃、再

盛期にあったトコブシ漁1日の収入が放棄されたのである。

漁にでられないような天候の時に、清掃作業をすればよいのだが、その時は、また荒天で作業もできないし、そもそもオイルボールはそのように都合良く漂着してこない。このような汚れの酷い、作る喜びも採る喜びもない漂着オイルボールの海岸清掃は、前記したように、浜を大切にし、そして浜掃除の慣習を持っている漁業者であればこそ、黙々と実行されるのである。

III 救済されない被害

(1) この制度の社会的効果

救済金は、漁業被害を受けた全てに対して、その額を支払うものではない。防除清掃事業に関する経費も同様であって、防除清掃に要した全ての経費を支払っているわけではない。

救済金の支払いは、原因者不明の漁場油濁によって受けた次の損失等がその支払いの対象となる。

ア 養殖に係る水産動植物及び漁獲物の

汚染、死亡及び生育の異状による損失

イ 漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び 汚染による損害

ウ 漁業の操業の不能による収入の減少

エ 漁業種類及び漁場の変更による収入 の減少

さらに、その漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した防除・清掃費用が支払の対象となる。

救済の程度は、被害を蒙った漁業者等が実際にうけた損害額を補填することを原則としている。

従って、魚商人、水産加工業者はもちろん、漁業者の団体である漁協の場合でも被害漁業者そのものでない場合は、救済の対象とならない。物的被害が対象であるから、精神的被害、言い替えるなら精神的影響、すなわち度重なる油濁被害による生産意欲の減退、将来計画の放棄及び社会的反抗心の助長等については、考慮していない。

ここでは、漁協の被害と精神的影響について述べるが、まず精神的影響について触れる。

この制度があるため、物的被害は救済され、提供した労務はその代価を得ているので、精神的問題については、基本的には救われている。といって、十分であるといえるかどうか。佐井のイワノリ被害にあたって、被害期間が長期であったため。この間婦人労働は、完全に遊休化し、「何もしなかったのが、苦しかった」と述べたことは前述の通りである。佐須奈では、磯物の被害救済金が、妥当な額と思われたにもかかわらず、不満が圧倒的に多かったのも、長期にわたる油濁は、金銭問題で解消できる問題ではない、という意識によるものであろう。

しかし、逆の作用も考えられる。沖縄の本部では、漁場を保全する事が出来るので、養殖への意欲を燃やしている事を述べた。栽培漁業などの振興が、国の政策として大

きく取り上げられている現在、特に可能性を十分持ちはがらこれら漁業の未開発な長崎、鹿児島、沖縄等の離島にとって、油濁の防波堤とも思われているこの制度が、大きな精神的支柱になっていると言っても過言ではなかろう。

この制度は、漁業者にとって、なくてはならない制度になっているといえよう。「この制度がなかったら貴方はどうしますか」と尋ねた結果の回答がある。表22、図6によれば、圧倒的に「漁協（漁連を含む）に掛合う」という回答が多い。漁協系統の信頼度を表すものであるが、信頼された漁協系統は、それだけにこの制度に対する関心は深く、その動向については注目しているところである。

(2) 漁協の被害

ア ノリ養殖業

漁協の被害とは、被害復旧対策に要した会議、交通、通信等の経費の支出、組合員が生産物被害を受けたことにより漁協への出荷がなくなりその分の販売手数料が入らなくなったことによる減収などである。

これらの損失については、被害漁業者そのものでないからという理由で、従来より救済対象とされていない。

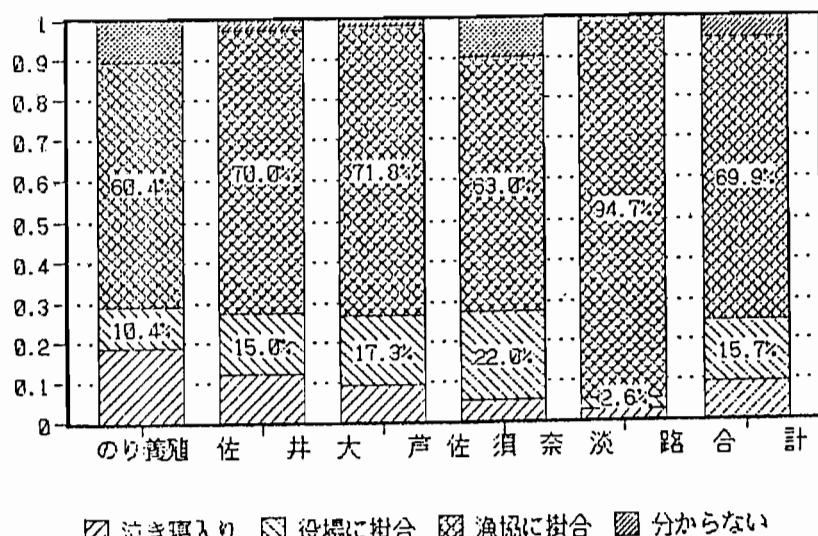
その背景には、次のような理由が考えられる。

油濁被害救済制度は、もともと原因者不明油濁事故の漁業・漁村環境に及ぼす影響の重大さにかんがみ、石油に依存して経済活動を行っている海運・石油関連業界が

表22 救済制度がなかったら

漁種 区分	ノリ養殖	磯 根 資 源			漁船漁業 淡 路	合 計
		佐 井	大 芦	佐 須 奈		
泣き寝入り	9	12	10	5	1	37
役場に掛合	5	15	19	22	1	62
漁協に掛合	29	70	79	63	36	277
分からぬい	5	3	2	10	0	20
合 計	48	100	110	100	38	396
泣き寝入り	18.8%	12.0%	9.1%	5.0%	2.6%	9.3%
役場に掛合	10.4%	15.0%	17.3%	22.0%	2.6%	15.7%
漁協に掛合	60.4%	70.0%	71.8%	63.0%	94.7%	69.9%
分からぬい	10.4%	3.0%	1.8%	10.0%	0.0%	5.1%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図6 救済制度なからたら



拠出する拠出金と国の補助金、都道府県の負担金によって運営されている。これら公的資金によって行われる被害救済の対象は、前述のとおり直接的なものとされており、被害漁業者そのものでない場合の漁協については、その対象とはされていない。また、漁協の組合員の生産と生活を守り、漁村の環境を良好に保全することは、漁協としての事業活動の一環ではないかということもある。

しかし、それにしても漁協の犠牲は大きい。

ノリ養殖の場合は、その製品の殆ど全量が、漁協の共同販売の対象であり、県漁連の共販市場に出荷する。その手数料は、売上の4～5%であるが、漁協は1～3%、県漁連は1～2%である。3千万円の生産物被害として、漁協は30～90万円の手数料を失うことになる。大した金額ではないかも知れないが、しかし、ノリ時期に3千万円の新しい商材を見つけることは容易でない。しかもノリ養殖を主体としている漁協で、特に油濁被害を受けやすい漁協は、その規模が小さく、ノリ養殖に依存しているから、少額の減収でも深刻な問題をはらんでくる。

昭和58年度より62年度までのノリ養殖業の油濁被害件数を見ると、表23に見るように瀬戸内海に集中している。とくに香川、愛媛が目だつだが、これらの被害地域の多くは、離島である。離島と言うと、瀬戸内海のような発達した地域でも、過疎地で

あり、低所得地帯である。だから、瀬戸内海諸県の正組合員別漁協の分布を見ても、表24に見るように、愛媛（宇和海があるので全国平均より大きい漁協が若干多くなっている）を除くと、100人未満の小規模漁協が多い。だからといって、その経営状態が悪いというのではない。資本金を比較してみると、表25に見るように、むしろ良好といえそうである。それは、ノリ養殖業に依存しており、ノリの価格も生産も安定しているからである。だから、裏を返せば、ノリが被害を受けると、漁協経営は途端に傾いてしまう、ということになる。

具体例を示せば、表26は、香川県で発生した被害で、いかにも瀬戸内海らしい典型例である。離島で発しており、正組合員は、大きくて60名というところである。取扱販売額は、2億円内外であるが、約半分はノリである。漁協の収入の大部分は、販売手数料であるから、その半分が被害を受けたとなると、大きな影響となる。この例では、通常のノリ手数料収入の約20%余が、減少したのである。これは、おそらく、職員2～3名の給料分に相当しうが、救済の対象とされていないのである。

昭和58年3月に発生し、4～5月と38日間にわたって防除清掃作業を続けた長崎県対馬の佐須奈漁協地区の被害は、漁業被害26,799千円、防除清掃費33,027千円という大被害であった。この地区の調査をした三重大学教授浦城博士の報告によると、漁協の損失分は、下記の通りであった。

表23 年次別県別ノリ養殖被害件数

年次 県	昭和 57	58	59	60	61	合計
宮城県	—	1	—	—	—	1
千葉県	1	—	—	—	—	1
愛知県	2	1	2	1	—	6
兵庫県	1	—	—	1	—	2
山口県	—	—	—	—	1	1
香川県	2	—	2	3	—	7
愛媛県	—	1	4	—	1	6
福岡県	—	—	—	1	—	1
大分県	—	—	1	1	—	2
合計	6	3	9	7	2	27

表24 正組合員数別漁協数

正組合員 県	総数	~100人	100~199	200~299	300~
全国	1,987	825	572	548	342
岡山	32	21	9	2	—
広島	60	38	14	5	3
香川	57	41	7	2	7
愛媛	84	28	28	12	16
全国	100.0%	41.5	28.8	12.5	17.2
岡山	100.0	65.6	28.1	6.3	—
広島	100.0	63.3	23.3	8.3	5.0
香川	100.0	71.9	12.3	3.5	12.3
愛媛	100.0	33.3	33.3	14.3	19.1

資料；水産業協同組合経営調査（全漁連）

表25 資本金額別漁協数

資本 金 県	総 数	-500 万円	500~ 999	1000~ 2999	3000~ 4999	5000~
全 国	1,987	206	167	476	293	845
岡 山	32	4	4	9	9	6
広 島	60	3	6	21	12	18
香 川	57	—	2	20	10	25
愛 媛	84	1	13	24	7	39
全 国	100.0 %	10.4	8.4	24.0	14.7	42.5
岡 山	100.0	12.5	12.5	28.1	28.1	18.8
広 島	100.0	5.0	10.0	35.0	20.0	30.0
香 川	100.0	—	3.5	35.1	17.5	43.9
愛 媛	100.0	1.2	15.5	28.6	8.3	46.4

資料：水産業協同組合経営調査（全漁連）

表26 手数料損失

(昭61年1月14日発生－香川県)

単位：規模：人 手数料：% その他：千円

漁協 区分		A	B	C	D
規 模	正組合員 職 員	30 —	45 4	61 4	61 3
取 扱 高	合 計	15,486	180,083	288,102	243,070
	ウチのりA	13,686	116,184	103,103	89,170
	被 害 額	3,091	25,552	24,201	18,818
手 数 料	漁 協 B 県 漁 連	1 2	2 2	2 2	3 2
損 失 額	漁 協 C 県 漁 連	30.9 61.8	511.0 511.0	484.0 484.0	564.5 376.4
通常収入A×B		136.9	2,323.7	2,062.1	2,675.1
被害率C/A×B		22.6	22.0	23.5	21.1

販売手数料	130万円
仮払い金の金利	150万円
雑 費	100万円
その他経費	20万円

仮払い金とは、漁家が基金から救済金を受け取るまでの間、3ヶ月余を要したので、その間の生活費などのため、救済金、労務費などを漁協が振りに払ったものである。雑費は、汚染物の埋め込み用の土地借上料、差入れジュース代等。その他の経費とは、漁協職員の打ち合せ旅費、車のガソリン代等。合計約400万円余の損失を受けている。辺地の小さな漁協である佐須奈にとっては、容易でない金額である。これらが、すべて救済の対象になってない。

イ 防除清掃

防除清掃事業の実施についても、零細な組合にとっては、大きな負担となる。

昭和61年度の防除清掃の件数は、36件(漁業被害併発を含む)、動員された人数は延12,308人、清掃にかかった総日数は163日。つまり、平均1日75.5人が4.5日動員されたことになる。

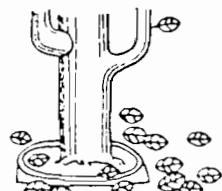
これを漁協側から見ると、先ず写真を撮って、証拠物件を確保しながらの油濁発生の報告。役員会を開いて、防除清掃の打ち合せ。ついで、各部落を回って、浜掃除の事を連絡する。遠い所は、漁船や車の送迎が必要なので、その手配をしておかねばならない。その日になると、職員全員が(といつても零細漁協だから1~2人)、70~80人を集めて、各浜へ送り届けねばならない。

そして出欠を取って、出面帳を作成する。終わると漁協に帰り日常業務につくことになる。昼にはまた、現場にいかねばならない。作業の進行状況を見たり、ジュースなどを持って行ったりする。その時、機材が足りないと言われば、漁協に取りにいく。足りなければ、よそへ買いに行って届ける。そして再び日常業務。夕方には、迎えに行かねばならない。そして終われば、その日の整理。こうした毎日を、4~5日も続けることになる。佐須奈漁協のように、38日間もの動員をかけたところは、この間日常業務を殆どしなかったことになる。もっとも、主要な業務である販売事業に乗せるべき海藻貝類が採取禁止であったから、日常業務もなかったであろう。

清掃作業がおわると、諸経費の計算、作業従事者名簿の作成、申請書の作成、そのための県漁連への連絡。全ての手続きが終っても、油濁基金から労務費等が漁協へ送金されると、その配分事務がある。お金の支給と引き換えに、各人から受領印を貰わねばならない。配分の対象となる人が居たり居なかつたりで、70人分もの配分とすれば、10日もかかってしまう。

このような労働等に対する救済は、されていない。

(終り)



グラビア特集

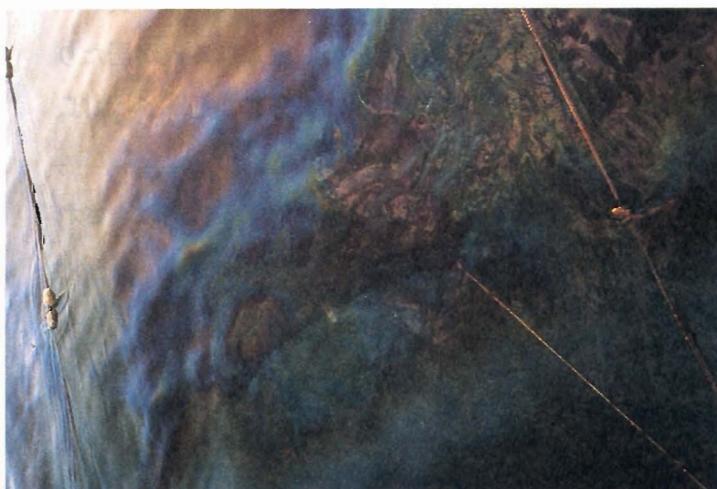
いつまで続く油濁被害…



海底に沈殿するオイルボール
(昭和63年6月
沖縄県池間島カギンミ浜)



厳冬の中での油濁被害復旧作業
(昭和59年1月
青森県佐井村漁協)



のり網を覆う油膜
(昭和61年12月 岡山県白石島)



廃油が体に付着して死んだ海鳥
(昭和61年1月 島根県大社町)



砂浜一面に漂着したタール状の廃油
(昭和61年1月 島根県湖陵町)



いわのり漁場に付着したタール状の油
の回収作業
(昭和61年1月 島根県温泉津町)

中 央 審 査 会 の 動 き

○平成元年第3回中央審査会

平成元年9月21日、本年度第3回中央審査会がオイルボール常襲地域の現地視察を兼ねて、鹿児島県種子島で開催された。

上程された案件は、鹿児島県種子島地区等防除清掃作業のみのもの3件で、次のような点などについて質疑応答などがあり、審議検討された結果、別表のとおり認定された。

(1) 千葉県船橋市地区について、①警察で捜査中だが、原因者が判ると今回支払う防除費はどうなるか。（原因者が判明したときは返還するよう業務方法書第9条で規定されている。）②油が港外に流出しないよう水門を閉じたため刺網漁業者が出漁できなかつたとあるが休漁被害はどうなっているか。（1隻1日当たり水揚げが2～3万円で、被害総額が50万円未満の足切りになるため救済申請していない。）

(2) 鹿児島県種子島地区の西之表市の案件について、油発見から防除清掃作業着手まで5日間あり、漁業に被害の恐れはないのか。（オイルボールの場合は、再流出して漁業に悪影響を及ぼしたり、太陽熱により溶けて生産活動に支障をもたらすなどのことが考えられるが、液状油の

のときとは緊急度が異なり、直ちに漁業被害に結びつかない場合が多い。また、本件の場合は、汚染区域が広域にわたるため、人手の手配等作業着手までの準備に時間を要した。）



平成元年度第3回中央審査会 上程分

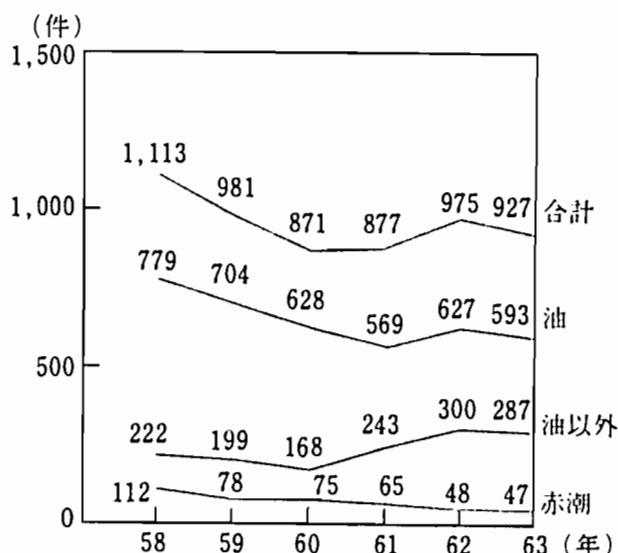
県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁業	主な被害内容	認定		備考
					漁業被害	防除清掃	
鹿児島県 種子島地区	平成1. 6. 2	西之表市地先海岸一帯	西之表市漁協	防除清掃	—	11,808,480	● 軟らかいペトベトした油やオイルボール ● ふのり、とこぶし、てんぐさ等に被害の恐れ
鹿児島県 種子島地区	1. 6. 8	中種子町東海岸一帯	中種子町漁協	"	—	2,053,776	● 小さいものからソフトボール 大の軟らかいオイルボール ● 磯建網、根付資源に被害の恐れ
千葉県 船橋市地区	1.8.25	船橋港船溜り	船橋市漁協	"	—	866,145	● 重油と思われる油が河川より流入 ● 港外に流出するとあさりに被害の恐れ
計					防除清掃 3 件	—	14,728,401
平成元年度累計					漁業被害 1 件 防除清掃 10 件(1)	745,774	27,391,426 () 内は併発件数

海洋汚染の現状

油濁を含む海洋汚染については、海上保安庁等の取締り努力等により減少傾向をたどっているものの、依然として油濁の被害の発生はつづいています。

以下、平成元年の「海上保安白書」から抜粋した「海洋汚染の現状」を掲載します。

第5-1図 海洋汚染の発生確認件数の推移



(注) 油以外とは、有害液体物質、廃棄物等をいう。

海洋汚染の発生確認状況

昭和63年に我が国周辺海域において海上保安庁が確認した海洋汚染の発生件数は927件となっており、62年の975件より48件減少した。これは、油による汚染が34件、油以外のものによる汚染が13件、赤潮による汚染が1件それぞれ減少したためである(第5-1図参照)。

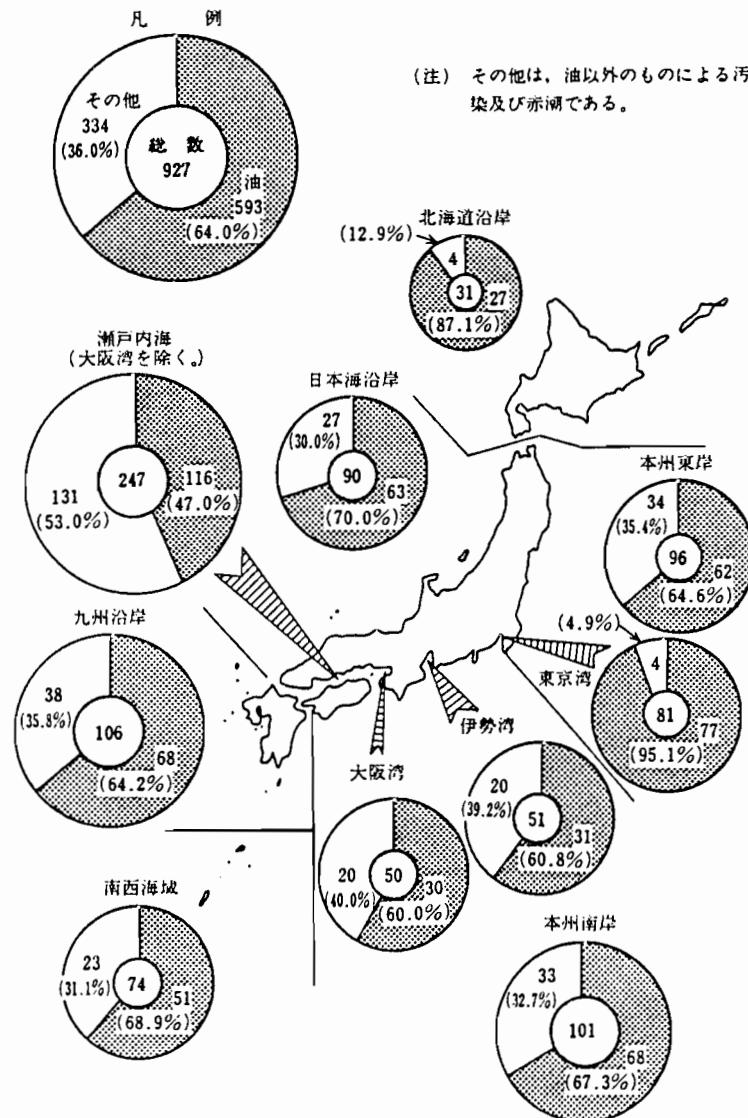
63年に確認した海洋汚染を態様別にみると

と、次のとおりである。

ア 油による汚染は、593件で全体の64%を占めている。海域別では、大阪湾を含む瀬戸内海が、146件、東京湾が77件等となっており、これら船舶交通のふくそう海域で発生したものが約4割を占めている(第5-2図参照)。

排出源別にみると、船舶からのものが大半を占め、排出源不明のものもそのほとん

第5-2図 海洋汚染の海域別発生確認状況（63年）



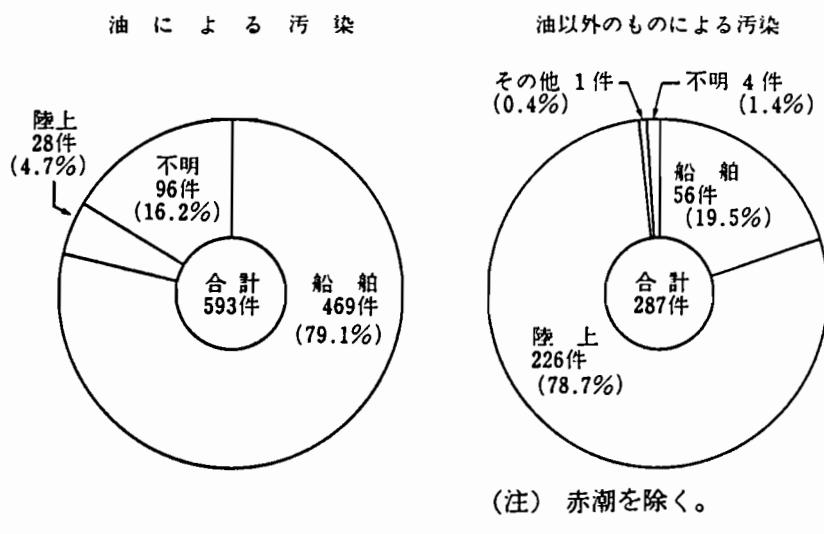
どが船舶からのものであると推定される。また、船舶からの排出と確認された469件を原因別にみると、取扱不注意及び故意による人為的なものが大半を占めている（第5-3図、第5-4図参照）。

イ 油以外のものによる汚染は、287件で全体の31%を占めている。その内訳は、廃棄物251件、有害液体物質23件、工場排水

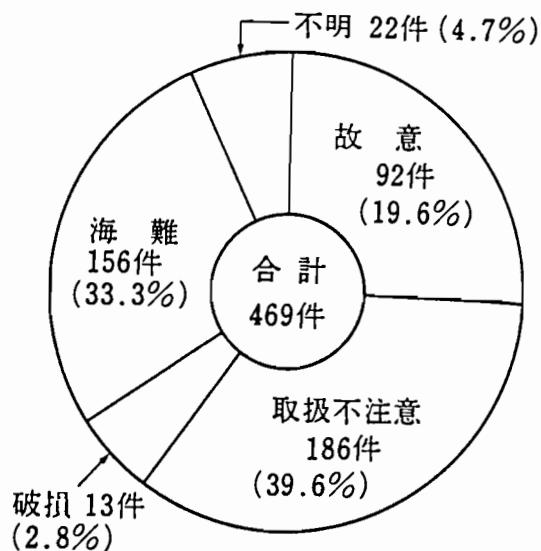
11件、その他2件となっている。排出源別にみると、陸上からのものが79%を占め、その原因のほとんどが故意によるものである（第5-3図参照）。

ウ 赤潮は、47件で全体の5%であり、伊勢湾及び瀬戸内海（大阪湾を除く。）において多く確認されている。

第5－3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（63年）



第5－4 船舶からの油による海洋汚染の原因別発生確認件数（63年）



海洋汚染の海域別発生確認件数の推移

(単位: 件)

年	種類	海 域		北 海 道	本 州	東 京	伊 勢	大 阪	(大阪湾を除く)瀬 戸 内 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域	合 計
		沿 岸	沿 岸											
62	油		37	70	73	27	46	104	68	75	74	53	627	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	1	0	1	3	5	4	0	0	14	
		廃棄物	5	5	7	5	4	118	47	30	44	2	267	
		その他の	1	1	5	0	5	0	1	2	4	0	19	
		小計	6	6	13	5	10	121	53	36	48	2	300	
	赤潮		0	1	2	10	4	16	7	4	4	0	48	
63	油		43	77	88	42	60	241	128	115	126	55	975	
	油 以 外	有害液体物質	27	62	77	31	30	116	68	68	63	51	593	
		廃棄物	1	2	0	1	0	3	15	1	0	0	23	
		その他の	2	31	3	3	10	113	13	30	24	22	251	
		小計	0	0	0	1	3	6	2	0	1	0	13	
	赤潮		3	33	3	5	13	122	30	31	25	22	287	
	計		31	96	81	51	50	247	101	106	90	74	927	

海洋汚染の原因別発生確認件数の推移

(単位: 件)

年	種類	原 因						不 明	合 計	
		故 意	取 扱 不 注 意	破 損	海 難	そ の 他	計			
62	油		112	194	23	151	4	484	143	627
	油 以 外	有害液体物質	11	3	0	0	0	14	0	14
		廃棄物	264	0	0	0	1	265	2	267
		その他の	17	2	0	0	0	19	0	19
		小計	292	5	0	0	1	298	2	300
	計		404	199	23	151	5	782	145	927
63	油		97	197	19	156	3	472	25	497
	油 以 外	有害液体物質	20	1	0	2	0	23	0	23
		廃棄物	247	0	0	0	0	247	0	247
		その他の	7	4	1	1	0	13	0	13
		小計	274	5	1	3	0	283	0	283
	計		371	202	20	159	3	755	25	780

第9回豊かな海づくり大会について

本基金もその構成メンバーとなっている「豊かな海づくり大会」推進委員会が中心となって「第9回豊かな海づくり大会」が、平成元年9月10日広島県安浦町において天皇陛下ご臨席のもと盛大に挙行されました。

この大会において、本基金事業と密接な関連のある漁場保全部門で大会会長賞他を受賞した3団体の功績の概要をここに紹介します。

大会会長賞（漁場保全部門）

広島県 安芸津漁業協同組合底びき網同志会

広島県豊田郡安芸津町三津5792-1

（功績の概要）

安芸津漁業協同組合は、広島県沿岸域のほぼ中央に位置し、八木灘を主漁場に、エビ、カレイ、ウシノシタ、オコゼ等を対象とした小型底びき網漁業の盛んな地区である。昭和30年代後半から小型底びき網操業時に混入するビニール・プラスチックなどの廃棄物が増加し、さらに廃棄物には硫化水素臭が感じられ、へい死したエビが漁獲されるなど、漁場の環境が悪化した。その結果、漁獲物の商品価値が低下し、また、漁獲物と廃棄物との仕分けに手間取り漁業操業効率も低下した。

このような状況を憂慮し、昭和41年に小型底びき網漁業者の自発的総意で、安芸津漁業協同組合小型底びき網同志会が結成された。同志会は、「自らの海は自ら守ろう」をスローガンに、漁業秩序の確立と漁場清掃を目的とした活動を以来展開して來た。

1. 漁場清掃活動

昭和41年以降、22年の長きに亘って、小型底びき網漁業者全員が、操業時に混入するビニール・プラスチック、空缶等の廃棄物を持ち帰り、陸上で処理している。廃棄物は、週に2トン程度の量となり、これまで処理された量は単純計算すると2,000トンに達する。

処理方法は、会発足当初は陸上の1ヶ所に集積して焼却処分していたが、毎月1回開催される集会等から、共同意識と漁場清掃意識がさらに高まり、現在では各人が各家庭へ持ち帰り、仕分けを行い町のゴミ回収計画に併せて処分を行っている。これら廃棄物の回収に要する諸経費は、すべて各自の自己負担である。

また、昭和47年からは年1回、小型底びき網漁業者だけではなく、組合員全員による漁場清掃が行われるようになり、現在に

至っている。

2. 啓蒙・普及活動

会員は、漁場環境保全の知識を得るために、研修会、先進地視察等に積極的に参加し、廃棄物の回収効率を高めるための漁具の改良等にも努めている。

さらに、近隣漁協に漁場清掃参加を求め、これに応えた周辺漁業者にも改良漁具が普及する等、先駆的な役割を果している。

一方、会員達が実践して来た、廃棄物持

ち帰り運動が、町内の清掃活動にも生かされ、海洋レジャーで訪れる人々にもゴミの持ち帰りを呼びかけるほか、町民が年1回の組合員による海浜清掃に参加するようになり、町民による廃棄物の投棄も減少した。

この同志会会員により始められた、漁場清掃活動は、周辺漁業者や地域住民にも広がっており、漁場環境保全意識の定着、啓発に大きく貢献している。

農林水産大臣賞（漁場保全部門）

岩手県 重茂漁業協同組合婦人部

宮古市大字重茂第1地割字西大館37-1

（功績の概要）

重茂漁業協同組合のある重茂半島は、東西約18km、南北30kmの小半島で、海岸線はリアス式海岸の特徴を余すところなく備え、磯根資源をはじめ豊かな漁場が地先に形成されている。

1. 合成洗剤追放運動

合成洗剤が稚魚やウニ稚仔、鮑稚貝などに及ぼす影響の大きいことが指摘されはじめた、昭和50年から、婦人部は合成洗剤追放運動を「海で生活する者の義務」との認識により始めた。

翌51年に合成洗剤を「売らない」「買わない」「使わない」の3ない運動の推進を決定し、以来、各種の活動を展開している。

主要活動

① 各戸へのポスター、チラシの配布

51年当初は、合成洗剤の害についてチ

ラシを配布して訴えた。昭和56年からは毎年ポスターまたはチラシを全部員に配布している。

② 映画の上映、立て看板等による啓蒙・宣伝

スライド、映画等を臨時上映するほか、機関紙（年3回発行）に必ず啓蒙記事を掲載している。また地区内15ヶ所に「ここでは、合成洗剤を絶対に使わないことを、申し合わせた地域ですからご協力をお願い致します。」との文面の立て看板を設置している。

③ 合成洗剤追放指導員による各戸検査

本部役員10名と16支部の支部長から成る指導員が、ほぼ1年おきに各家庭を巡回して合成洗剤追放状況の点検活動を実施している。

④ 地区内の小売店からの合成洗剤の追放

地区内の小売店に対して合成洗剤を販売しないよう協力を要請するとともに、小売店に在庫している合成洗剤を漁協に買い取ってもらった。

小売店には漁協の購買部から供給を受けて石けんの販売ができるよう斡旋し、現在では小売り店が独自に仕入れた天然石けんと合わせて販売しており、地区内では合成洗剤はほとんど販売されていない状態となった。

⑤ 協同組合間交流

昭和56年に、協同組合石けん運動連絡会（協石連：事務局：生活クラブ生協内）に加盟し、昭和60年には、当地において

全国研究交流集会が開催された。

2. 磯掃除の実施

昭和58年からは毎年、3月から12月までの間、毎月1回、全部員が参加して海浜及び漁港の清掃を実施しており、毎回10トンを超えるゴミを回収して、その場で焼却処理を行っている。

以上のように、当婦人部が「かけがえのない地先の磯根資源を守ろう」という動機から始められた合成洗剤追放運動は、きめ細かい活動により完全に地域に定着とともに、磯掃除等の漁場保全活動へも発展した。

水産庁長官賞（漁場保全部門） 熊本県 天草町漁業協同組合

天草郡天草町大江7480-5

（功績の概要）

天草町漁業協同組合は、熊本県天草下島の西郡に位置し、対馬暖流と有明海等の沿岸水の影響を受け、小型底びき網、刺網、定置網等の好漁場が地先に形成されている。

さらに、天草町は風光明媚な景色に加え、県内有数の海水浴場をひかえ、観光客が多く訪れる地でもある。

（1）漁協の活動

漁協では、毎年、台風後や梅雨時に港内及び海浜に大量の空缶、プラスチック、木切れ等が漂着することから、この時期に併せ、組合員、漁協職員総出の一斉清掃を行っている。

また、昭和61・63年には町と連携を持ち、国庫補助事業（漁場環境維持保全対策事業、漁場クリーンアップ事業）を活用し、漁港内の空缶、ロープの回収及び海底清掃を実施した。

さらに、漁協が独自に啓蒙用看板・立て札を多数設置し、漁場保全意識の向上に努めており、青年部では昭和49年以来、年1～2回の漁場清掃を継続的に行う等組合員間の意識は高い。

2. 婦人部を中心とする活動

昭和45年に当漁協婦人部が結成されると、当時、漁港や地先海岸があまりにも汚れていることを問題として取り上げ、周囲への

アピールを図るため「環境を考える女達の会」を翌46年に結成した。会は「海や森、川の水を私達の手できれいに」をモットーに毎月1～3回の会合を重ねて問題点及び実践策等を検討し、その結果、漁協婦人部による海浜清掃や後述する合成洗剤追放運動が実施されるに至っている。昭和49年には、漁協婦人部が合成洗剤の追放運動を開始し、現在では組合員家庭の80%が天然石けんを利用するに至っている。

また、昭和55年からは、一般家庭で使用する、菜種油、サラダ油の廃油を利用して石けんの手づくりを開始した。

この手づくり石けんは、地域の一般家庭からも好評となり、地域内外の漁家や農家等の婦人を対象に作り方講習を実施するほか、製造した石けんの配達を行うことにより、運動の普及と環境美化意識の啓蒙に役立っている。

婦人部の活動も、漁協の強力な支援のもとに展開されて来たが、地先に広がる豊かな海を大切に思う気持ちが、海に生計を依存する漁業関係者にとどまらず一般住民へと波及しつつあり、漁場保全に大きく貢献している。



油濁基金人事異動

(平成元年9. 1)

新	氏名	旧
参与	長島眞助	総務部長
総務部長	宇津木 隆司	総務課長

(編集後記)

- 1 今年も早や12月となり、木枯らし吹く師走の街も慌ただしく賑わいでいます。12月6日に愛媛県・魚島地区にて油濁被害が発生しました。本年度第一号のり養殖の事故です。これから来春のり養殖の終期まで、油濁事故の突発に備え、気持ちが張りつめてゆきます。
- 2 本号は、油濁事故関係の写真を特集しました。初めてのグラビア企画ですが、如何なものでしょうか？今後年一回の予定で、このグラビア企画を組みたいと考

えています。全国の本誌読の皆様の中に、これはという写真をお持ちの方は、是非事務局までご一報下さい。

- 3 「油濁事故の想い出」では、今回初めて漁協の担当者（青森県佐井村漁協 宮本参事さん）の方にその手記を寄せて頂きました。漁協油濁担当者のご苦労がヒシヒシと伝わってきます。これからも現場で油濁被害と格闘する方々の声を、本誌を通じて全国へ伝えていけたら、と思っています。





平成元年11月9日に沖縄県平良市地区浦底浜のオイルボール漂着状況
調査にて発見された海藻等混じりあった柔らかい油塊。

(人物紹介)



兵庫県漁業協同組合連合会
指導部指導課主任
おおくら
大庫 隆久さん

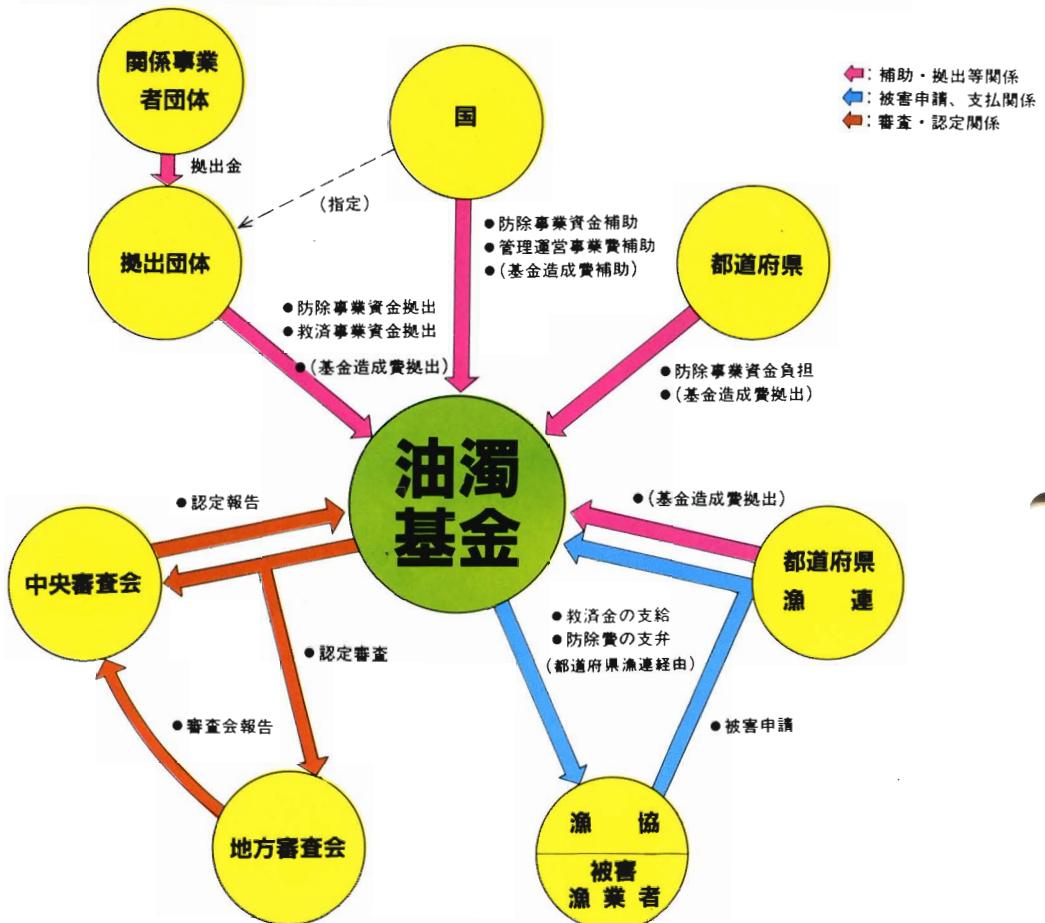
—油濁事故対策を担当していて—

思い起こすと、昭和58年1月に発生した洲本市由良地区のり漁場油濁事故の折、県漁連職員一年生として無我夢中で浜をかけまわって以来、油濁事故対策に延べ6年携わってきました。

その間、幾つかの事故に接してきましたが、被害発生報告から救済金配分まで一連の事務処理を終えた時は、漁業者から『ほんとに救済制度があって良かった。お蔭で助かりました。』という言葉を聞くと今までの疲れも吹飛び、改めて本制度、また、**助**漁場油濁被害救済基金関係者の方々に対し、感謝の念を禁じえません。

近年、全国的に油濁被害は減少傾向にあるようですが、現実にどこかの地域で発生し、被害を受けている漁民がいる以上、この制度が更に充実していくことを願ってやみません。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



提出団体

農林水産省関係 (社) 大日本水産会
通商産業省関係 石油連盟
電気事業連合会
(社) 日本鉄鋼連盟
(社) 経済団体連合会

運輸省関係 (社) 日本船主協会
日本内航海運組合総連合会
(社) 日本旅客船協会
(財) 日本船舶振興会

発行月	1989年12月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住 所	〒101 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル6階
電 話	03-254-7033
ファックス	03-254-3978(F)